

指定管理者募集要項

(知多市民体育館、知多運動公園及びつつじが丘公園)

令和 8 年 7 月
愛知県知多市

目 次

1	施設の概要	1
2	指定期間	3
3	指定管理者が行う業務	3
4	申請資格	4
5	指定管理料	5
6	利用料金制	6
7	募集要項等の配布	6
8	説明会	7
9	質問の受付及び回答	7
10	申請書類の提出	8
11	候補者の選定	9
12	情報公開	10
13	指定の手続	11
14	協定の締結	11
15	事業評価	11
16	その他	11
17	問い合わせ先	12

別添資料

- ・ 指定管理者選定基準
- ・ 業務仕様書
- ・ 指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き

知多市教育委員会（以下「委員会」といいます。）が所管する知多市民体育館（以下「体育館」といいます。）、知多市（以下「市」といいます。）が所管する知多運動公園及びつつじが丘公園（以下「都市公園施設」といいます。）では、民間事業者等が有する発想や経営のノウハウを活かし、施設の維持管理レベル及び市民サービスの向上並びに管理経費の縮減を図ることを目的として管理運営を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 知多市民体育館

ア 施設の意義

スポーツの振興及び市民の健康増進を目的として設置され、各種スポーツ競技の市民大会の会場や気軽に楽しめるレクリエーションスポーツの場となり、市内のスポーツの拠点として機能しています。

また、知多地域を始めとする広域的な事業の会場や全国高等学校総合体育大会等の全国規模の事業の会場となることもあり、広くスポーツの振興に寄与する施設です。

イ 施設の所在地等

(ア) 所在地

知多市緑町5番地

(イ) 建設

体育館 昭和52年8月竣工（その後一部増築）

体育館弓道場 昭和54年3月竣工

(ウ) 構造

体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建

体育館弓道場 鉄骨造 1階建

(エ) 敷地面積

16,700.25㎡

(オ) 延床面積

体育館 8,362.51㎡

体育館弓道場 237.08㎡

ウ 利用者数（人）

施設名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
主競技場	21,333	52,602	62,869	52,572	66,370
卓球場	6,697	11,393	12,669	10,395	13,543
剣道場	1,963	3,749	3,416	4,321	6,137
柔道場	6,894	10,066	8,008	8,396	13,328
大会議室	5,350	14,687	12,185	13,205	13,053
弓道場	2,282	5,591	5,955	6,320	6,654
多目的室１	—	—	—	—	6,405
多目的室２	—	—	—	—	1,358
合計	44,519	98,088	105,102	95,209	126,848

備考１ 令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の利用休止の影響があります。

備考２ 多目的室１及び２は、令和７年度より供用を開始しています。

(2) 知多運動公園

ア 施設の意義

スポーツからレクリエーションまで多様な使用を楽しめ、緑を通して快適な空間を提供することを設置目的としています。

イ 施設の所在地等

(ア) 所在地

知多市緑町８番地

(イ) 供用開始

昭和５７年７月

(ウ) 公園面積

７７，３４１㎡

ウ 利用者数（人）

施設名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
庭球場	20,702	22,911	21,680	23,291	22,027

陸上競技場	23,966	31,552	29,588	24,357	45,861
野球場	8,744	11,260	11,639	11,495	10,866
合計	53,412	65,723	62,907	59,143	78,754

備考 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の利用休止の影響があります。

(3) つつじが丘公園

ア 施設の意義

スポーツからレクリエーションまで多様な使用を楽しめ、緑を通して快適な空間を提供することを設置目的としています。

イ 施設の所在地等

(ア) 所在地

知多市つつじが丘1丁目3番地

(イ) 供用開始

昭和48年3月

(ウ) 公園面積

28,351㎡

ウ つつじが丘公園野球場利用者数（人）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10,297	10,259	10,788	6,467	6,634

備考1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の利用休止の影響があります。

備考2 令和6年度から利用料金制度が導入されています。

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。なお、具体的な業務内容及び履行方法については、別添「業務仕様書」を参照してください。

(1) 知多市民体育館

- ア 体育館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- イ 体育館の施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金に関する業務
- エ その他委員会が必要と認める業務

(2) 知多運動公園

- ア 公園の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- イ 公園の施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金に関する業務
- エ その他市が必要と認める業務

(3) つつじが丘公園

- ア 公園の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- イ 公園の施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金に関する業務
- エ その他市が必要と認める業務

4 申請資格

(1) 申請者の資格

愛知県内に事業所のある民間事業者、その他の団体（NPO法人、市民団体等）が対象であり、個人は対象となりません。また、団体における法人格の有無は問いません。

複数の団体で構成される連合体として申請する場合は、代表団体を1団体定めること、代表団体が愛知県内に事業所を有していること及び構成団体及び代表団体すべてが欠格事項に該当しないことが条件となります。なお、代表団体以外の構成団体が愛知県内に事業所を有していることは条件ではありませんが、緊急時の対応等を考慮した体制を整えてください。

(2) 欠格事項

団体またはその代表者が次に該当する場合には、申請することができません。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する団体

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 銀行取引停止を受けている者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同法同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景に暴力的不法行為等を行う者

(3) 複数申請の禁止

単独で申請した団体等は、連合体で申請する場合の構成員になることはできません。また、複数の連合体において同時に構成員になることもできません。

5 指定管理料

本業務の単年度の指定管理料は、105,070,000円（体育館分55,300,000円、都市公園施設分49,770,000円）（消費税10%を含む。）を上限とし、指定管理者の提案事項とします。この指定管理料には、3,670,000円（体育館分2,330,000円、都市公園施設分1,340,000円）の修繕料（精算対象経費）が含まれます。なお、1件あたり50万円を超える規模の修繕は、市が直接実施します。

指定管理料は、指定管理者が申請の際に施設の管理に係る収支予算書において記載した指定管理料の額を基本として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、市と指定管理者が協議を行い、最終的に、双方の間で締結する年度協定書により決定した額を支払います。

また、大規模改修及び感染症等による施設の休館、消費税率の変更等により、指定管理料に影響が生じる場合は、市と指定管理者がその都度協議することとします。

(1) 指定管理料の支払い

会計年度を基準とし、支払い時期や方法は年度協定で定めませんが、原則として、四半期ごとの最初の月に、指定管理者の請求により支払うものとします。

(2) 賃金水準の変動への対応

本指定管理においては、指定管理に係る各年度の人件費について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度（以下「賃金スライド制度」といいます。）を導入します。賃金スライド制度の詳細については、別添「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。

(3) 会計の独立

経理事務を行うにあたり、自身の団体とは別の口座及び会計帳簿類を設けて明確な経理体制を整えてください。なお、関係書類の開示請求や監査等を受ける場合があります。

6 利用料金制

利用料金制を導入し、指定管理者は施設における利用料金及び市が支払う指定管理料をもって体育館及び都市公園施設を運営します。なお、指定管理者自らが企画して実施する各事業の収入等は自らの収入とすることができます。

7 募集要項等の配布

(1) 配布場所

健康文化部生涯学習スポーツ課（体育館内）（以下「生涯学習スポーツ課」といいます。）及び都市整備部緑と花の推進課（知多市役所内）（以下「緑と花の推進課」といいます。）にて配布します。なお、いずれの場所でも同様のものを配布します。

(2) 配布期間及び時間

ア 生涯学習スポーツ課

令和8年7月21日（火）から令和8年8月20日（木）まで（体育館の休館日を除く）の午前9時から午後5時15分まで

イ 緑と花の推進課

令和8年7月21日（火）から令和8年8月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除く）の午前9時から午後4時まで

(3) その他

募集要項等は市ホームページからダウンロードできます。

8 説明会

申請予定者を対象に次のとおり説明会を開催します。なお、説明会に参加するにあたっては申請資格の要件をよく確認し、各団体2名以内としてください。また、説明会に参加していない場合は指定管理者としての指定の申請をすることができませんので、申請を予定する場合は必ず説明会に参加してください。

連合体で申請する場合、代表団体となる団体は必ず説明会に参加してください。なお、連合体の構成団体となる団体の説明会の参加については、必須ではありませんが、参加していただくことについては差し支えありません。また、説明会参加申込時に連合体としての参加又は連合体の構成団体を決定している必要はありません。

(1) 開催日時

令和8年8月26日（水） 午後2時から

(2) 開催場所

知多市役所 1階 多目的会議室

(3) 参加申込期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月20日（木）まで

(4) 申込方法

指定管理者募集説明会参加申込書（様式9）に必要事項を記載し、電子メールで生涯学習スポーツ課及び緑と花の推進課の両課に送信してください。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付します。なお、説明会に参加していない場合は、質問をすることはできません。

ア 受付期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月3日（木）午後5時まで

イ 受付方法

指定管理者指定申請に関する質問票（様式8）を電子メールで生涯学習スポーツ課及び緑と花の推進課の両課に送信してください。

(2) 質問の回答

令和8年9月10日（木）までにすべての説明会参加者に対して回答を送付しま

す。また、次の内容については回答を行いません。

ア 意見に過ぎないもの

イ 誹謗中傷の類が含まれるもの

10 申請書類の提出

(1) 提出書類

次の書類（付属書類含む）をまとめ、正本1部、副本10部、CD等の電子媒体に提出書類のデータを入れたもの1部を提出してください。

また、正本及び副本は各書類を綴った上で、インデックスをつけてください。添付書類などで、A3版の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたんでください。

なお、電子媒体の提出にあたっては、データのフォーマット及びフォルダー分けの指定はありませんが、ファイル名は、次のアからサまでの名称を付けてください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 指定申請に係る誓約書（様式2）

ウ 団体等の概要（様式3）

エ 施設又は類似施設の主な管理業務実績（様式4）

オ 事業計画書（様式5）

様式5の欄外の注意事項に留意し、作成してください。用紙について、A4またはA3で、両面印刷を可能としますが、片面につき1ページずつとするため、最大42ページ分となります。（様式5及び別紙の合計が21枚）

カ 施設の管理に係る収支予算書（様式6）

キ 対象人件費提案書（様式7）

ク 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し

ケ 経営状況に関する書類（直近の会計年度のもの）

(ア) 法人は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書。非上場の企業については、キャッシュ・フロー計算書は必要ありません。

(イ) その他の団体は、収支計算書

コ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本。法人格のない団体にあってはその構成状況を表す書類。

サ 国税及び地方税の納税証明書（直近の会計年度のもの）

(7) 国税

法人の場合、法人税、消費税及び地方消費税に関するもので、税務署が発行する納税証明書「その3の3」（未納がないことの証明）を提出してください。

(イ) 地方税（県税）

法人の場合、県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納がないことの証明）を提出してください。

(ウ) 地方税（市税）

法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、事業所税の納税証明書（未納がないことの証明）を提出してください。

※連合体で申請する場合

連合体で申請する場合は、「連合体で指定管理者の指定を受ける旨の申出書（様式3-1）」を提出してください。また、イからエ及びクからサに定める書類は、連合体の各構成団体のものを提出してください。

(2) 提出先

生涯学習スポーツ課又は緑と花の推進課に直接提出してください。

(3) 受付期間及び時間

ア 生涯学習スポーツ課

令和8年9月10日（木）から令和8年9月17日（木）まで（体育館の休館日を除く）の午前9時から午後5時15分まで

イ 緑と花の推進課

令和8年9月10日（木）から令和8年9月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前9時から午後4時まで

11 候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、申請書類を別添「指定管理者選定基準」の項目ごとに審査するとともに面接審査を実施し、得点が上位の申請者から順に第1候補者から第3候補者までを選定します。ただし、得点は、選定委員の採点結果のうち、最高点と最低点を除いたものの合計とします。

(2) 面接審査

令和8年10月1日（木）に面接審査を行います。

面接審査は、申請者からのプレゼンテーションが準備を含めて20分以内、選定委員からの質問10分程度、計30分程度を予定しています。

面接審査へは、法人の代表者又は代理の方（代理の場合は委任状を提出のこと）5名以内での出席をお願いします。

なお、開催時間及び会場についての詳細は、後日通知します。

（3）選定の基準

指定管理者となるべき候補者の選定は、次の基準で実施し、具体的な評価の基準及び配点は別添「指定管理者選定基準」のとおりです。

- ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- イ 体育館及び都市公園施設の効用を十分発揮できること。
- ウ 体育館及び都市公園施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
- エ 体育館及び都市公園施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。
- オ 危機管理に関する体制、個人情報保護及び情報公開体制が整備できるとともに、環境配慮に対する取組みが実施できること。
- カ スポーツの振興及び市民の健康増進につながる魅力的なスポーツ教室等の自主事業を実施できること並びに体育館及び都市公園施設を含む知多市緑町周辺のにぎわいづくりに資すること。

（4）失格条項

次のいずれかに該当した場合は、ただちに失格とします。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ その他不正な行為があったとき。

（5）選定結果の通知

選定結果は、申請者全員に文書にて通知します。また、同選定結果につきましては、ホームページ等で指定管理者候補団体名、評価合計点、選定理由等を公表します。

12 情報公開

本募集に係る申請者から提出された指定管理者指定申請書を始めとする関係書類については、情報公開に関する求めがあった場合、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づき、手続きを行います。

13 指定の手続

選定委員会にて選定した候補者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等をもとに、市と協定内容について事前協議を行います。その後、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経て指定管理者として指定し、関連条例に基づいて告示します。

なお、選定した候補者が候補者の選定に際して失格条項に該当することが判明した場合や協議が整わない場合等の理由により、候補者としてできなくなった場合は、原則として次点の候補者と協議を行い、候補者とするものとします。

14 協定の締結

市と指定管理者は、指定期間中の管理業務に関して基本的な事項を定める基本協定及び各年度の実施事項や指定管理料の支払等を定める年度協定を締結します。

15 事業評価

指定管理者から提出される事業報告書等をもとに管理運営内容を評価します。

評価に際しては、管理業務及び経理の状況等に関して報告を求め、又は立入り調査を実施する場合があります。その結果、必要な措置を講じるように通知や勧告をする場合があります。

それらに従わないときは、指定期間中でも、その指定を取り消すことがあります。

16 その他

- (1) 申請に関する経費は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 市は、指定管理者の選定に伴う公表等が必要な場合、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。また、市が必要と認めた場合は、追加の資料の提出を求めることがあります。

17 問い合わせ先

本募集要項全般に関すること	
知多市民体育館に関すること	知多運動公園に関すること つつじが丘公園に関すること
知多市健康文化部生涯学習スポーツ課 〒478-0047 知多市緑町5番地（知多市民体育館内） TEL 0562-33-3362 メール sports@city.chita.lg.jp	知多市都市整備部緑と花の推進課 〒478-8601 知多市緑町1番地（知多市役所内） TEL 0562-36-2673 メール midori@city.chita.lg.jp

指定管理者選定基準

選定基準		評価の視点	様式	配点
①	平等な利用の確保 サービスの向上	・募集要項及び業務仕様書の内容を理解し、施設を管理するにふさわしい基本方針か。 ・公の施設であることを踏まえ、平等な利用が確保できる内容か。 ・サービスの向上策は、具体的かつ現実的で、創意工夫や積極性が見られるか。	様式 5	15点
②	施設の効用の発揮	・施設の特徴、長所を踏まえた管理運営を計画しているか。 ・広報、プロモーションは利用を促進させる方策がとられているか。	様式 5	15点
③	施設の適切な維持管理 管理経費の縮減	・施設の効率的かつ持続可能な維持管理体制がとられているか。 ・収支計画が適切で、管理経費の縮減案が具体的かつ実現可能なものか。	様式 5 様式 6	20点
④	人員、資産その他の経営 規模及び能力	・職員の採用、確保、配置計画は適切か。 ・団体の財政状況は健全か。 ・管理運営実績を十分に有しているか。	様式 4 様式 5	15点
⑤	危機管理に関する体制 個人情報保護体制 情報公開体制 環境配慮に対する取組み	・危機管理体制、個人情報保護及び情報公開体制等のコンプライアンスの管理がなされているか。 ・環境に配慮した施設管理が実施できるか。	様式 5	15点
⑥	自主事業の実施	・ニーズを理解し、多くの参加者が集うスポーツ教室等の自主事業を実施できるか。 ・施設において魅力的なイベント等を実施し、人の集まる場所となる提案か。	様式 5	20点
合 計				100点